

## 関係機関より提供を受けた地殻変動連続観測等データの流通及び利用に関するガイドラインについて

平成 24 年 3 月 1 日 発効  
令和 3 年 3 月 1 日 改正

地震予知研究計画等によって大学等関係機関に設置された地殻変動連続観測点の地殻変動等のデータがほぼリアルタイムで各機関に集約されるとともに、全国地震観測データ流通ネットワークを経由することにより他機関においても地殻変動連続観測等のデータがリアルタイムに共有できることになった。これによって各機関は、自らの地殻変動観測等データのみならず他機関の地殻変動連続観測等データにアクセスする道が開かれたことになり、我が国の地震および地球物理学研究がより一層進展することが期待される。それと同時にデータ提供機関における本来の研究・業務等が妨げられることのないよう研究活動を行うに当たってのガイドラインを定める必要がある。

本ガイドラインは、各大学等データ提供機関からの地殻変動連続観測等データおよびこのガイドラインに示す機関が共同で開発運用する全国地殻変動連続観測データ等利用系システムから得られるデータを研究活動に利用するに当たっての指針を定めたものである。ここでいう各大学等とは附記 1 に示した地殻変動連続観測等を実施している大学等で自らのデータを関係機関に提供している大学等のことである。なお、このガイドラインは主に営利目的のデータ利用を排除するために定めるものであり、実際の運用に当たっては、大学等データ提供機関ならびに利用研究者は地震および地球物理学に関する調査研究の推進に資するよう努めなければならない。

なお、地殻変動連続観測等データの流通及び利用は、大学や研究機関による建議「災害軽減に貢献するための地震火山研究計画（第 2 次）」に基づいて実施される。

(1) 【データ、利用者の定義】 本ガイドラインにおいてデータの流通及び利用の対象となるのは、大学等が所有する地殻変動連続観測点等データで、相互交換しているデータとする（附表）。本ガイドラインは、上記機関に所属する利用者の場合には自らが所属する機関以外の地殻変動等データの利用を希望する際に、またそれ以外の利用者については、対象となる地殻変動等データの利用を希望する場合に適用される。

(2) 【受付窓口の設置】 データ提供機関は部外からのデータ利用の申し込みを受け付ける窓口を設置する（附記 2 参照）。また、データ提供機関は必要に応

じてデータ流通について協議する場を設ける。

(3)【利用申し込み】自らが所属する機関以外の機関が公開している地殻変動連続観測等データの利用を希望する者は、当該機関に次の事項を明記して利用申し込みを行う（附記2参照）。

氏名、所属、現在の研究テーマ  
研究内容の説明  
利用希望データの成分、期間など

(4)【利用申し込みを受けた機関の義務】利用申し込みを受けた機関において、他機関データを含めた地殻変動等データベースを作成している場合には、利用申し込みの内容を速やかに関係機関に通知し、申し込みを受けた機関は定められた期間内に回答するものとする（附記3参照）。

(5)【利用許可の条件】利用申し込みを受けた機関は、関係機関に照会した場合にはその回答をとりまとめた上、利用申し込み者に対し、

- 無条件でデータ利用許可
- 利用にあたっての条件つきでデータ利用許可
- 理由を明確にした上でデータ利用不許可を返答する。

データの利用には次の条件がみたされること

- 国内の大学や研究機関等に所属している研究者であること。大学学部・大学院学生は指導教員のもとで申請が可能である。
- 非営利目的の利用である
- データの利用が当該機関における研究・業務等の妨げとはならない

【条件つきデータ利用許可の例】

- 同種の研究を計画している場合は共同研究として許可することもある
- 地震発生直後等の繁忙期の利用申し込みに対しては、許可の回答時期を延期することもある
- 一部機関のデータのみ制限できる場合がある

【データ利用不許可】不許可の理由が客観的合理性を持たなければならない。

(6)【研究テーマの保護】利用許可されたものの氏名、研究テーマの公表は、半年間保留される。

(7)【データ出所の明示】他機関データを用いた研究についてその成果を公表

する場合はデータの出所を明示する。

(8)【免責事項】本システムのデータ及びその利用によって利用者に生じた損害等に対しては一切その責任を負わない。

附記1：本ガイドライン作成に参加した機関（令和3年3月現在）

- (国) 北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター
- (国) 東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター
- (国) 東京大学地震研究所附属観測開発基盤センター
- (国) 東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科附属地震火山研究センター
- (国) 京都大学防災研究所附属地震予知研究センター
- (国) 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター
- (国) 鹿児島大学大学地震火山地域防災センター
- 大学共同利用機関法人自然科学研究機構国立天文台水沢 VLBI 観測所
- 財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所
- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所
- 神奈川県温泉地学研究所
- 気象庁気象研究所
- 気象庁地震火山部
- (国研) 産業技術総合研究所地質調査総合センター

\* (国) = 国立大学法人

\* (国研) 国立研究開発法人

附記2：利用申し込みと利用者への回答は、電子メールの利用を原則とする。  
申し込みアドレスは [crust-db@sci.hokudai.ac.jp](mailto:crust-db@sci.hokudai.ac.jp) とする。

附記3：利用者への回答は1ヶ月以内をめどに行う。

付則：本ガイドラインは協定書の締結をもって平成24年3月1日に発効するものとする。

(改正) 令和3年3月1日

附表：令和3年3月1日現在のデータ提供機関と観測点リスト。なお、データベース等にはこれ以外の観測点が含まれることがあるが、それらのデータの取り扱いも本ガイドラインに基づくものとする。

機関名	観測点名			
(国) 北海道大学	根室	厚岸	浦幌	弟子屈
	屈斜路	仁多	訓子府	愛別
	中川	苫前	積丹	茂寄
	えりも	上杵臼	三石	今金
	奥尻	上ノ国	恵山	
(地独) 北海道立総合研究機構	阿寒1	阿寒3	阿寒4	阿寒14
(国) 東北大学	東通	深浦	階上	普代
	三程	岩城	西木	熊倉
	沢内	飛島	黒沢尻	北上
	宮古	新三陸	気仙沼	大東
	若柳	江島	金華山	村山
	温海	北阿武隈		
(自) 国立天文台水沢 VLBI 観測所	江刺			
(国) 東京大学	鋸山	奥山	新井	室戸
神奈川県温泉地学研究所	駒ヶ岳	岩倉	寄	
(国) 東海国立大学機構名古屋大学	稲武	旭	犬山	豊橋
(財) 地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所	新宮	瑞浪		
(国) 京都大学	阿武山	伊佐	宮崎	
(国) 九州大学	山の寺	池の原	山嶺	新礫石原
(国) 鹿児島大学	霧島	牛根麓		
気象庁気象研究所	敦賀	今津	船明	
気象庁地震火山部	田原福江	蒲郡清田	浜松三ヶ日	浜松横川
	島田川根	牧之原坂部	御前崎大山	御前崎佐倉
	藤枝花倉	静岡漆山	静岡但沼	富士鵜無ヶ淵
	伊豆小下田	東伊豆奈良本	熱海下多賀	南伊豆入間
	掛川富部	浜松佐久間	浜松宮口	静岡落合
	藤枝蔵田	掛川高天神	売木岩倉	新城浅谷

	田原高松			
(国研)産業技術総合研究所	弟子屈			